

じもたびキャンペーン第3弾 よくある質問

Q 1 対象の宿泊施設はどこか

↓

- A 田辺市内の宿泊施設（旅館業法第3条第1項に基づくホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業の許可を得ている施設。）が対象となります。対象施設はホームページ内の宿泊施設一覧をご参照ください。

なお、下記に該当する施設は対象外のため宿泊施設一覧には掲載しておりません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行っている宿泊施設
- ②特定の宗教・政治団体と関わる宿泊施設

Q 2 年齢制限はあるのか

↓

- A 年齢制限はありません。ただし、商品券の受け取りは本人が配布窓口に行く必要があります。また領収書の宛名と同一名義の本人確認書類が必要です。乳幼児等の場合は、保護者の方が同伴の上、お子様の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証等）をご提示ください。

Q 3 OTA経由で予約した場合は対象となるのか。

※OTA=オンライン旅行会社（楽天、じゃらんなどインターネットで予約できるサービス）

↓

- A 現地決済にて宿泊施設から5,000円以上の領収書が発行される場合は対象となります。インターネット等での事前決済による領収書（自身で何度でも印刷できる領収書）は対象外です。また、ポイント利用等により領収額が5,000円に満たない場合も対象外です。

Q 4 旅行会社窓口経由で予約した場合は対象となるのか。

↓

- A 田辺市内の旅行会社窓口にて発行された領収書であり、田辺市内の宿泊施設を利用したこと、かつ料金が5,000円以上であることがわかる場合は対象となります。
なお、商品券の交換は実際に宿泊した日（チェックアウト日）以降に行う必要があります。

Q 5 現地で追加購入した費用（飲み物代、お土産代等）を含めて5,000円以上となる場合も対象となるのか。

↓

- A 宿泊料と同時に精算する場合で領収書の金額が5,000円以上となる場合は対象となります。例えば、「宿泊料4,000円+飲み物代1,500円=領収額5,500円」の領収書が発行された場合、この領収書は対象となります。

じもたびキャンペーン第3弾 よくある質問

Q6 チェックイン時の事前精算などで実際に宿泊する前に領収書もらった場合、宿泊する前（チェックアウト前）であっても商品券をもらうことはできるのか。

↓

A すでに領収書が発行されている場合でも、宿泊の実態がない場合は商品券をお渡しすることはできません。この場合、実際に宿泊し、チェックアウトした日以降に配布場所へお越しください。

Q7 一度に配布してもらう商品券の数に制限はあるのか。

↓

A 在庫管理の都合上、1日1人に配布できる商品券の数は5セットまでとしております。

Q8 領収書は分割してもいいのか

↓

A 領収書を発行する施設（田辺市内の宿泊施設または旅行会社窓口）において対応してもらえる場合は可。

ただし、同じ宿泊日かつ同じ宛名の領収書は1枚しか対象にできません。また、領収書の宛名の方ご本人が商品券配布場所に行く必要があります。

なお、施設によっては領収書の分割等に対応していない場合もあるため、あらかじめご了承ください。

詳しくは下記の例をご参照ください。

例1) 家族4人で宿泊料2万円だった場合、1人あたりの料金5,000円×4枚の領収書もらうと、商品券は4セットもらえるのか。

→可。ただし、商品券を受け取るには下記の要件を満たす必要があります。

① 4人それぞれの名前（フルネーム）で5,000円×4枚の領収書もらう

② 領収書の名前の方ご本人が配布場所へ行き、領収書と本人確認書類を提示する

例2) 3泊4日で21,000円だった場合、1泊あたりの料金7,000円×3枚の領収書もらうと商品券は3セットもらえるのか。

→可。ただし、事前精算の場合は、実際に宿泊した日（領収書に記載された宿泊日）以降に配布場所へお越しください

例3) 1人1泊15,000円だった場合、5,000円×3枚の領収書もらうと、商品券は3セットもらえるのか。

→不可。同じ日付かつ同じ宛名の領収書は1枚しか対象にできません。

じもたびキャンペーン第3弾 よくある質問

Q9 わかやまりフレッシュプラン 2nd (12/31 まで) との併用は可能か。

↓

A 可。ただし、宿泊施設または田辺市内の旅行会社窓口から 5,000 円以上の領収書が発行される場合に限ります。※電子チケット購入費用は対象外です。

◆「対象」の例

請求額 (宿泊料)	→	支払い内容	→	差引領収額
20,500 円		電子チケット 15,000 円分+現金 5,500 円		5,500 円
				↑ 対象

◆「対象外」の例

請求額 (宿泊料)	→	支払い内容	→	差引領収額
20,500 円		電子チケット 20,000 円分+現金 500 円		500 円
				↑ 対象外

Q10 じもたび・たな旅キャンペーンのフリー宿泊券との併用は可能か。

↓

A 可。ただし、フリー宿泊券の利用分は領収額には含まれないため、フリー宿泊券以外で 5,000 円以上お支払いが発生する場合に限ります。

例えば、下記のような場合は対象となります。

◆「対象」の例

請求額 (宿泊料)	→	支払い内容	→	差引領収額
25,000 円		宿泊券 20,000 円分+現金 5,000 円		5,000 円

【領収書の例】 Q9、Q10 関連

領 収 書 RECEIPT		
No. 186137	2021 年 9 月 20 日	
お名前 GUEST NAME	田辺 太郎 様	
総合計	16,740 円也	田辺ホテル株式会社 田辺市新屋敷町 1 番地
クーポン・前受金	5,859 円	
差引領収金額	10,881 円	
		領収済印
		← 割引後の金額が 5,000 円以上であれば対象

じもたびキャンペーン第3弾 よくある質問

Q11 G o T o トラベルとの併用は可能か。

↓

現在、政府によるG o T o トラベル事業が停止しております。再開された際に併用の可否について掲載いたします。